

○糸魚川市狩猟免許取得補助金交付要綱

平成21年6月25日

告示第110号

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農作物被害、人的被害の対応策として有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許の取得に要する経費に対し、市が予算の範囲内で補助金を交付することに関し、糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象免許)

第2条 補助対象となる狩猟免許は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第2項の免許とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新たに狩猟免許を取得しようとする者。ただし、更新は、除く。
- (2) 率先して有害鳥獣捕獲に協力できる者
- (3) 市内に住所を有し、かつ、納期限の到来した市税を完納している者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、新潟県が実施する狩猟免許試験手数料とし、補助金の額は当該手数料の全額とする。

(補助回数)

第5条 同一種の試験に対する補助回数は、同一人につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、狩猟免許試験を受けるための受験票を受領してから試験後1月までの間に狩猟免許取得補助金交付申請書（様式第1号）に受験票の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、これを審査し、その適否を狩猟免許取得補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により通知するもの

とする。

(結果の報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、試験の合格発表があったときは、狩猟免許試験受験結果報告書(様式第3号)により速やかに試験の結果を市長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

前 文 抄

告示の日から実施する。

前 文(平成23年12月15日告示第157号)抄  
平成24年4月1日から施行する。

前 文(平成27年2月23日告示第16号)抄  
告示の日から施行する。

前 文(平成27年6月1日告示第142号)抄  
告示の日から施行する。

附 則(令和6年9月5日告示第183号)  
この告示は、告示の日から施行する。